

医療法人社団東光会 東所沢病院 けやき訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運営規程

第1条 (事業の目的)

1. この規程は医療法人社団東光会が開設する東所沢病院けやき訪問リハビリテーション（以下「事業所」）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」）の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が計画的な医療管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
2. 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
4. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 医療法人社団 東光会 東所沢病院
2. 所在地 埼玉県所沢市城 435-1

第4条 （従業員の職種、員数、及び職務内容）

1. 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務は次のとおりとする。

常勤医師 1名

理学療法士（常勤職員）2名

理学療法士（非常勤職員）1名

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

第5条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日：毎週 月曜日～金曜日（通常営業日以外にも訪問する場合あり）
2. 営業時間：午前9時00分から午後5時30分
3. 休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始

第6条 （指定訪問リハビリテーション等の内容）

1. 指定訪問リハビリテーション等は、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。

第7条 （利用料その他の費用の額）

1. 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費については徴収する。交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。
3. その他費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者またはその家族に対し説明を行い、同意を得たものに限って徴収する。

第8条 （通常事業の実施地域）

1. 通常の事業の実施地域は、埼玉県(所沢市全域、新座市一部、三芳町一部)、東京都(清瀬市一部、東久留米市一部)とする。

第9条 （苦情処理）

1. 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
2. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第10条 （事故発生時の対応）

1. 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第11条 （個人情報保護）

1. 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族に同意を得るものとする。

第12条（虐待防止・身体拘束等に関する事項）

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
 - (ア) 虐待・身体拘束を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
 - (イ) 虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修を実施する。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
3. 事業所は、サービス提供中に擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待・身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関連機関に通報するものとする。

第12条（業務継続計画の策定）

1. 自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づいたリハビリを提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じる。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じる。
2. 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行なう。
3. 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
4. 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行なう。

第13条（ハラスメントの防止）

1. 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる静的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第14条（その他運営に関する重要事項）

1. 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (ア) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (イ) 業務研修 年2回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は医療法人社団東光会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2013年10月1日から施行する。

2025年4月1日 改定